

No. 1206 (2022.10.27)

主要国の選挙におけるクオータ制

はじめに

I 概要

II 類型ごとの代表例

1 法律型クオータ

2 政党型クオータ

3 政党に対する公的助成制度を通じた
動機付け

III 主要国のクオータ制の導入状況

おわりに

キーワード：政治分野における男女共同参画、女性議員、パリテ

- 我が国の国会議員に占める女性の割合は、世界的に見て低い水準にある。特に衆議院における女性議員の割合は10%程度であり、G7やOECD加盟国のうち最下位である。
- 女性議員を増やす方策として、多くの国・地域でクオータ制が採用されている。その類型には、議員や候補者の性別割合を憲法や法律により義務付ける「法律型クオータ」と、政党が規約等において自発的に定める「政党型クオータ」がある。
- OECD加盟国について、クオータ制の採否と女性国会議員割合の関係を見ると、クオータ制採用国は30%台と40%台が多数を占めるのに対して、非採用国は20%台の国が最も多く、採用国の方が女性国会議員の割合が高くなっている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 さとう りょう たけおか さあや
佐藤 令・武岳 沙綾

はじめに

世界経済フォーラム (World Economic Forum) ¹が 2022 年 7 月に公表した、男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」において、我が国は 146 か国中 116 位で、主要先進国 (G7) で最下位、経済協力開発機構 (OECD) 加盟 38 か国のうち 37 位であった。指数を判定する 4 分野のうち、「政治参画」の指数の値が極端に低く、平均値とのかい離も著しい²。

政治参画分野の指標の 1 つに「国政レベルの議会 (二院制の場合は下院) の議員に占める女性の割合」がある³。我が国の衆議院議員に占める女性の割合は、2022 (令和 4) 年 3 月 1 日現在で 10.7%であり、146 か国中 133 位となっていて、GGI の順位を下げる 1 つの要因になっている⁴。

女性議員を増やすための方策として、しばしば「クオータ制」が言及される⁵。国際民主化選挙支援機構 (International IDEA) ⁶などが世界のクオータ制についてまとめているデータベース Gender Quotas Database によると、137 か国・地域が何らかのクオータ制を採用している⁷。

本稿では、クオータ制の種類とその概要を説明した上で、それぞれの種類の代表例を紹介する。そして、国政レベルの女性議員の割合の上位 10 か国と OECD 加盟国の国政レベルの議会選挙におけるクオータ制の導入状況を表で示す。

I 概要

本稿におけるクオータ制とは、議員数における男女の均衡を目的とした措置として、議員、公認候補者又はその志願者における性別割合を憲法若しくは法律によって義務付け、又は政党

* 本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、2022 (令和 4) 年 10 月 17 日である。

¹ グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的としたスイスの独立・非営利団体。毎年 1 月に開かれる年次総会は「ダボス会議」の名で知られていて、各国の首脳や政財界人、文化人が参加する。

² 146 か国の平均値が 0.220 であるのに対し、日本は 0.061 で、139 位である。なお、「教育」は 1 位 (21 か国が同点で 1 位)、「健康」は 1 位との差がほとんどない 63 位、「経済」は平均値との差がほとんどない 121 位である。World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2022*, 2022.7, pp.10, 13, 15-16, 29, 208-209. <https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2022.pdf>; 「男女共同参画に関する国際的な指数」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html>

³ 女性議員の割合のほか「閣僚に占める女性の割合」と「過去 50 年のうち大統領又は首相が女性であった年数」の 3 つの指標で算定される。日本は、前者が 11.1% (列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) が 2021 年 1 月 1 日現在でまとめた数値)、後者が 0 年である。

⁴ 列国議会同盟のデータによると、2022 (令和 4) 年 8 月 1 日現在で 9.9% (464 人中 46 人) であり、190 か国・地域中 165 位となっている。“Monthly ranking of women in national parliaments,” 2022.8. Inter-Parliamentary Union Website <<https://data.ipu.org/women-ranking?month=8&year=2022>>

⁵ 諸外国においてクオータ制の採用が女性議員の増加に資することを示した代表的な論考として、三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォーター世界の女性議員はなぜ増えたのかー』明石書店、2014 がある。

⁶ スウェーデンのストックホルムに本部を置く政府間組織。世界各国に、選挙過程、憲法制定、民主化評価、政治参加などについての国際比較や関連情報を提供し、国際連合の持続可能な開発目標に沿った支援を行うことを主な任務としている。34 か国から成り、日本は 2003 年にオブザーバー資格を取得している。

⁷ “Gender Quotas Database.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/database>> ただし、同ウェブサイトでは、「党内における選挙の候補者選定組織のメンバーの一定割合を女性としなければならない」など、本稿におけるクオータ制の定義に当てはまらない措置をクオータ制としている例もある。

等が自主的に規約等に明示的に定める制度を指す⁸。クオータ制の類型としては、①法律型クオータ、②政党型クオータがあり、法律型クオータには主に a 議席割当制、b 候補者クオータ制がある。それぞれの概要は、次のとおりである⁹。

①法律型クオータ：議員、候補者等の性別割合について、憲法又は法律に規定があるもの。

a 議席割当制：あらかじめ女性（又は男性）議員の割合又は人数を定めることで、その議席を確保しておく制度。

b 候補者クオータ制：選挙において各政党が擁立する候補者の性別割合を定める制度。

②政党型クオータ：候補者等の性別割合について、憲法又は法律に規定されているわけではないが、政党が規約等において自発的に定めているもの¹⁰。

なお、これらのクオータ制と併せて（又は単独で）、政党に対する公的助成制度を通じた動機付けを用いる国もある¹¹。

II 類型ごとの代表例

本章では、上記のクオータ制の類型ごとに代表的な採用国・地域（政党型クオータについては政党）を挙げて、その内容を説明する。また、政党に対する公的助成制度を通じた動機付けを用いる代表例も挙げる。各国説明の最初の行には、国政レベルの議会の各院における選挙制度¹²を掲げる。

1 法律型クオータ

(1) 議席割当制

(i) ルワンダ

下院：名簿式比例代表制（非公選議席あり）／上院：間接選挙と任命制の混合制

2003年に制定された憲法により、議会など意思決定機関のポストの少なくとも30%を女性に割り当てることとされ、下院については定数80人、上院については定数26人のそれぞれ30%以上を女性に割り当てることが定められている。下院については非公選の27人のうち24人（＝下院定数80人の30%に当たる。）を女性とすることが憲法で明記されている¹³。

⁸ 宮畑建志「女性議員の増加を目的とした措置—諸外国におけるクオータ制の事例—」『レファレンス』778号、2015.11、pp.48-49。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9535019_po_077803.pdf?contentNo=1>

⁹ “Gender Quotas Database: Quotas.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/quotas>>

¹⁰ 我が国でも候補者に占める女性の割合について数値目標を掲げている政党があるが、いずれも党規約に定めているものではなく、Gender Quotas Databaseにおける「政党型クオータ」には当てはまらない。

¹¹ Magnus Ohman, *Gender-targeted Public Funding for Political Parties: A comparative analysis*, 2018, pp.18-25. International IDEA Website <<https://www.idea.int/sites/default/files/publications/gender-targeted-public-funding-for-political-parties.pdf>>; 内閣府男女共同参画局「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」2020.3, p.23。<<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/pamphlet.pdf>> 男女平等を目的とした公的助成は、①適格性に基づく公的助成（候補者数又は議員数の男女比が一定の基準を満たした政党のみ公的助成を受け取ることができる制度）、②配分に基づく公的助成（政党への公的助成額が、候補者数などの男女比に応じて配分される制度）、③公的助成の用途の制限（公的助成の一部の用途を、男女平等に関連する特定の活動に限定する制度）の3種類に大別される。

¹² 各選挙制度の説明は、那須俊貴「諸外国の選挙制度—類型とその効果—」『レファレンス』809号、2018.6, pp.33-54。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11106296_po_080903.pdf?contentNo=1>を参照。

¹³ 宮畑 前掲注(8), p.56; “Gender Quotas Database: Rwanda.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-view/255/35>>

(ii) 台湾

一院制 小選挙区比例代表並立制

2005年の憲法改正により、定数113人のうち34人が選出される比例代表選挙における各政党の女性議員の割合は50%以上でなければならないことが定められている。各政党の当選議員のうち女性の割合が50%未満である場合、他の政党で次点以下となった女性候補者のうち得票の高かったものを当選人とする¹⁴。

(2) 候補者クオータ制

(i) イタリア

両院：小選挙区比例代表並立制

選挙法の規定により、両院の選挙共に、比例区（下院は63区、上院は33区）については各政党の候補者名簿には両性を交互に登載しなければならない。また、政党ごとに、候補者名簿又は候補者名簿連合に連結した小選挙区候補者と各比例区の候補者名簿の筆頭候補者それぞれについて、下院の場合は全国合計、上院の場合は各州合計で同じ性別の候補者が60%を超えてはならない¹⁵。

(ii) メキシコ

下院：小選挙区比例代表並立制／上院：混合制

クオータ制の詳細は選挙法で規定されている。下院の500議席のうち300議席を選出する小選挙区では、各政党が擁立する候補者は男女同数でなければならない。残り200議席を選出する比例代表については、各政党は、名簿に両性を交互に登載しなければならない。また、5つの比例区（定数各40）のうち3区でいずれかの性を名簿1位として、残りの2区でも一方の性を名簿1位とし、各区では選挙のたびに両性を交互に名簿1位としなければならない。上院では、128議席のうち96議席（32州から各3議席選出される選挙区選挙）について、各政党が州ごとに擁立する2人（男女1人ずつ）の候補者のうち、優先順位1位を16州で女性、16州で男性としなければならない。残り32議席（全国一区の比例区）については、各政党は、名簿に両性を交互に登載しなければならない。選挙のたびに両性を交互に名簿1位としなければならない¹⁶。

¹⁴ 同上, pp.56-57; 申琪榮「台湾における女性の政治参画とクオータ制度」アイ・シー・ネット『令和元年度 諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』（内閣府男女共同参画局委託事業）2020. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2020/13.pdf>; 福田円「第7章 台湾の女性定数保障制」三浦・衛藤編著 前掲注(5), p.192; “Gender Quotas Database: Taiwan.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-view/290/35>>

¹⁵ 芦田淳「【イタリア】上下両院選挙法の改正」『外国の立法』274-1号, 2018.1, pp.8-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11019006_po_02740103.pdf?contentNo=1>; “Gender Quotas Database: Italy.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-view/41/35>>

¹⁶ 庄司香「メキシコの事例」アイ・シー・ネット 前掲注(14), pp.85-119. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2020/10.pdf> 下院の小選挙区及び上院の選挙区選挙では、各政党が議席を得る可能性の低い選挙区ばかりに女性を擁立することを防ぐために、国家選挙管理機構等が、2015年選挙から全選挙区を前回選挙での各政党の得票率に応じて「高得票率区」「中得票率区」「低得票率区」の3つのカテゴリーに分け、それぞれの男女別候補者数を公表している。否定的な報道を避けたい各政党は、自発的にカテゴリーごとの男女の候補者数を同数にするようになった。

2 政党型クオータ

(i) ドイツ

下院：小選挙区比例代表併用制／上院：州代表により構成

- ・社会民主党（SPD）：比例名簿には、両性を交互に登載しなければならない¹⁷。
- ・キリスト教民主同盟（CDU）：公職の3分の1以上を女性とする。また、原則として候補者名簿の連続する3つの順位のうち1人以上は女性でなければならず、それができない場合は説明責任を負う¹⁸。

(ii) イギリス

下院：小選挙区制／上院：主として任命制

- ・労働党：候補者を選出する予備選挙の最終候補者リスト（shortlist）を女性に限定する「女性限定リスト（All Women Shortlist）」制度を採用している。現職議員が引退する選挙区や前回選挙において得票率6%以内で敗北した接戦区の一部で活用されたこともあって女性議員は増加した¹⁹。

3 政党に対する公的助成制度を通じた動機付け

(i) フランス

下院：小選挙区2回投票制／上院：間接選挙

男女の公認候補者は同数でなければならない、といういわゆる「パリテ法」（選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2000年6月6日の法律第2000-493号）が制定されていて、各政党の候補者数の男女差が全候補者数の2%を超えた場合、男女の候補者割合の差に1.5を乗じた率の政党助成金（得票数割部分²⁰）が減額される。例えば、男性が40%、女性が60%で、その差が20ポイントとなった場合、 20×1.5 により30%減額されることになる²¹。

¹⁷ SPD, “SPD Wahlordnung §4,” *Organisationsstatut: Wahlordnung, Schiedsordnung, Finanzordnung*, 2021.12.11, p.49. <https://www.spd.de/fileadmin/Dokumente/Parteiorganisation/SPD_Orgastatut_2022_barrierearm.pdf>

¹⁸ CDU, “Statut der CDU §15,” *Statutenbroschüre der CDU Deutschlands*, 25. Februar 2019, p.12. <https://assets.ctfassets.net/nwwnl7ifahow/7ahVvacG9CPJNwWdFRUGV0/b9392b371c7915fd561c5f67d36c4a50/statutenbroschuer_e_cdu.pdf>

¹⁹ 武田宏子「イギリスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因」トーマツ『諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』（内閣府男女共同参画局委託事業）2019, pp.20-49. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2019/07.pdf> しかし、2010年平等法（Equality Act 2010 (c.15)）の説明資料では「女性限定リストは、女性が過少代表の場合に用いることができる」と書かれていて（“Equality Act 2010: Explanatory Notes, Section 104.” *Legislation.gov.uk Website* <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/notes/division/3/7/5>>）、2019年総選挙で女性議員の割合が51.5%に達した労働党は、次の総選挙での女性限定リストの使用は同法によって認められない可能性があり、同党も使用しないことを決定したと報じられている（Alexandra Rogers, “Exclusive: Labour Drops All-Women Shortlists For Next General Election,” 2022.3.7. *Huffpost Website* <https://www.huffingtonpost.co.uk/entry/labour-drops-use-of-all-women-shortlists-general-election-legal-advice-unlawful_uk_622226fbc4b03bc49a2420>）。なお、2019年総選挙では、自由民主党も一部の選挙区で女性限定リストを導入した（Robert Ford et al., *The British general election of 2019*, Basingstoke, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2021, pp.400-401.）。

²⁰ フランスの政党に対する公的助成金は、①選挙結果に応じて配分される部分（得票数割）、②上下両院の議員数に応じて配分される部分（議員数割）の2部構成であり、そのうち①にパリテ法が適用されている。

²¹ 宮畑 前掲注(8), pp.58-60; 村上彩佳「フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因—クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで—」トーマツ 前掲注(19), pp.72-101. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2019/09.pdf>

(ii) 韓国

一院制 小選挙区比例代表混合制

定数 300 のうち 253 議席を選出する小選挙区では、公職選挙法の規定により選挙区の 30%以上女性を擁立することが努力義務とされており、小選挙区で一定数以上の女性候補者を公認した政党には、政治資金法の規定により公職候補者女性公認補助金が支給される。なお、残り 47 議席を選出する比例区では、公職選挙法の規定により、各政党が名簿に登載する候補者は女性が 50%以上でなければならない、奇数順位に女性を割り当てなければならないとする候補者クオータ制が採用されている²²。

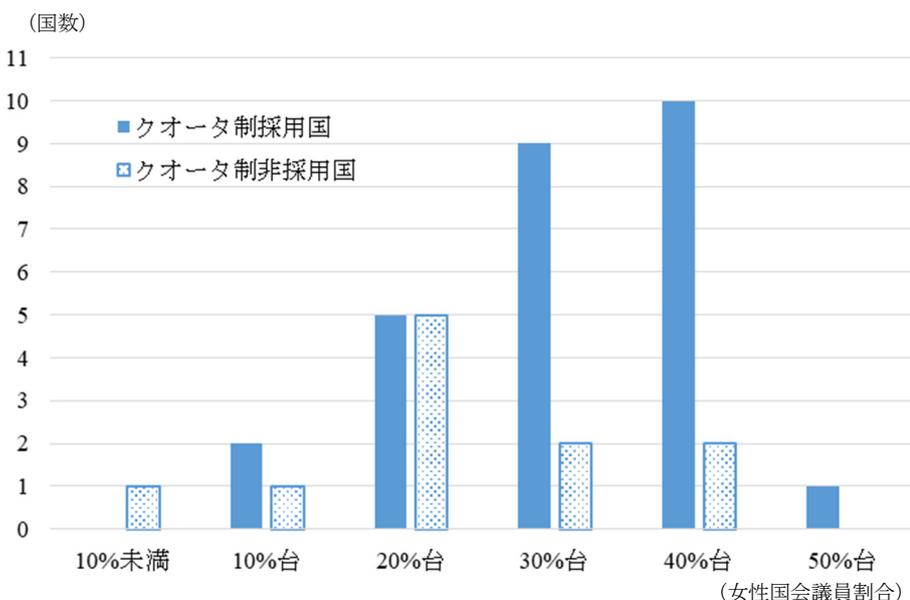
III 主要国のクオータ制の導入状況

次ページ以降の表は、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union: IPU) のデータによる下院 (又は一院制議会) の女性議員割合の高い上位 10 か国と OECD 加盟国を対象に、女性議員割合・数、クオータ制採用の有無とその内容について、女性議員割合の高い順に並べたものである。「クオータ制の導入状況・内容」欄の 1 行目にはクオータ制の種類を、クオータ制を導入している国については 2 行目に国政レベルの議会の選挙制度を記した。ここで取り上げた 44 か国のうち、何らかのクオータ制を採用しているのは 30 か国である。

クオータ制の採否と女性国会議員割合にはどのような関係があるのだろうか。OECD 加盟国の女性国会議員割合は、何らかのクオータ制を採用している国の平均値が 35.8%、採用していない国の平均値が 29.1%である。また、OECD 加盟国を、クオータ制採用国と非採用国に分けて、女性国会議員割合を 10%刻みで作成した度数分布をグラフ化したものが図である。クオータ制採用国は 30%台と 40%台が多数を占めるのに対して、非採用国は 20%台の国が最も多く、採用国の方が女性国会議員の割合が高いことが見てとれる。しかし、クオータ制採用国であっても 10%台や 20%台

の国もある。この理由としては、法律型クオータであっても女性の候補者の割合を低く設定していることや、政党型クオータであってもクオータ制を採用している政党が少ないこと、主要政党が採用していないことなどが考えられる。

図 OECD 加盟 38 か国のクオータ制の採否と女性国会議員割合



²² 宮畑 同上, pp.60-61; 申琪榮「大韓民国の事例」アイ・シー・ネット 前掲注(14), pp.127-159. <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2020/12.pdf>

表 主要国の国政レベルの議会における女性議員の割合とクオータ制の導入状況

順位 (注1)	国名 (注2)	[下院] 女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	[上院] 女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
1	ルワンダ ^(*)	61.3% (49人/80人)	34.6% (9人/26人)
		【議席割当制】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制（非公選議席あり） 上院：間接選挙と任命制の混合制 （下院）定数80人のうち、30%以上を女性に割り当てる。非公選の27人のうち、24人を女性とする。 （上院）定数26人のうち、30%以上を女性に割り当てる。	
2	キューバ ^(*)	53.4% (313人/586人)	—
		【クオータ制なし】	
3	ニカラグア ^(*)	51.7% (47人/91人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する候補者は、男女同数でなければならず、両性を交互に登載しなければならない。	
4	メキシコ	50.0% (250人/500人)	49.2% (63人/128人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：小選挙区比例代表並立制 上院：混合制 （両院）選挙区及び比例区における候補者は、男女同数でなければならない。比例区では、名簿に両性を交互に登載しなければならない。	
4	アラブ首長国連邦 ^(*)	50.0% (20人/40人)	—
		【議席割当制】 選挙制度 間接選挙と任命制の混合制（制度は首長国によって異なる。） 定数40人中、間接選挙と任命でそれぞれ20人を選出する。間接選挙で選出された議員と合わせて男女が20人ずつになるように任命議員が選出される。	
6	ニュージーランド	49.2% (59人/120人)	—
		【クオータ制なし】	
7	アイスランド	47.6% (30人/63人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 名簿式比例代表制 ・進歩党及び社会民主同盟：名簿に登載する候補者は、男女とも40%以上でなければならない。 ・左派緑運動党：名簿に登載する候補者は、男女同数でなければならない。	
8	コスタリカ	47.4% (27人/57人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する男女の候補者数の差は1を超えてはならず、両性を交互に登載しなければならない。	
9	グレナダ ^(*)	46.7% (7人/15人)	15.4% (2人/13人)
		【クオータ制なし】	
10 (注3)	アンドラ ^(*)	46.4% (13人/28人)	—
		【クオータ制なし】	
13	スウェーデン	46.1% (161人/349人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 名簿式比例代表制 ・社会民主労働党：名簿には、両性を交互に登載しなければならない。 ・中央党：名簿に登載する候補者は、男女とも40%以上でなければならない。	
14	フィンランド	45.5% (91人/200人)	—
		【クオータ制なし】	

順位 (注1)	国名 (注2)	[下院] 女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	[上院] 女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
15	ノルウェー	45.0% (76人/169人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 名簿式比例代表制 ・労働党：名簿に登載する候補者は男女同数でなければならない、名簿の1位と2位は異なる性の候補者でなければならない。 ・中央党：名簿に登載する候補者は、男女とも40%以上でなければならない。	
19	スペイン	43.0% (150人/349人)	39.3% (104人/265人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：混合制 (下院) 名簿に登載する候補者は、名簿全体についても、上位から数えて5人ずつのグループ内でも、それぞれ男女とも40%以上でなければならない。 (上院) 名簿に登載する候補者は、名簿全体についても、上位から数えて5人ずつのグループ内でも、それぞれ男女の割合は可能な限り等しくしなければならない。 (両院) 定数が5未満の選挙区については、男女のバランスを考慮しなければならない。	
20	ベルギー	42.7% (64人/150人)	48.3% (29人/60人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 両院：名簿式比例代表制 (両院) 名簿に登載する男女の候補者数の差は1を超えてはならない。名簿順位が1位と2位の候補者は同性であってはならない。	
21	スイス	42.5% (85人/200人)	28.3% (13人/46人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：各州から2人又は1人選出(制度は州によって異なる。) ・社会民主党：(下院) 名簿に登載する候補者は、女性が40%以上でなければならない。	
25	オーストリア	41.0% (75人/183人)	41.0% (25人/61人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：任命制 ・国民党：(下院) 名簿に登載する候補者は、女性が33.3%以上でなければならない。 ・社会民主党：(下院) 名簿に登載する候補者は、女性が40%以上でなければならない。	
26	オランダ	40.7% (61人/150人)	32.0% (24人/75人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：任命制 ・労働党：(下院) 原則として、名簿には、両性を交互に登載しなければならないが、年齢や民族など他の要素も考慮される。	
28	スロベニア	40.0% (36人/90人)	10.0% (4人/40人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：間接選挙 (下院) 名簿に登載する候補者は、男女とも35%以上でなければならない(候補者が3人の名簿の場合は、男女を少なくとも1人ずつ登載すればよい。) 【政党型クオータ】 ・社会民主党：(下院) 名簿に登載する候補者は、男女とも40%以上でなければならない。	
32	デンマーク	39.7% (71人/179人)	—
		【クオータ制なし】	

順位 (注1)	国名 (注2)	【下院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	【上院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
36	オーストラリア	38.4% (58人/151人)	56.6% (43人/76人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：選択投票制（定数1） 上院：単記移議式投票制 ・労働党：（下院）①労働党が議席を有する選挙区、②労働党が議席を有していないが接戦が見込まれる選挙区、③その他の選挙区、のそれぞれのカテゴリーについて、45%（2025年以降の選挙では50%）以上の選挙区の候補者は、女性でなければならない。	
38	フランス	37.3% (215人/577人)	35.1% (122人/348人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：小選挙区2回投票制 上院：間接選挙 （下院）男女の公認候補者は同数でなければならない。男女差が全候補者数の2%を超えた場合は、政党助成金が減額される。 （上院）比例代表制部分について、名簿には、両性を交互に登載しなければならない。	
39	ポルトガル	37.0% (85人/230人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する候補者は、男女とも33.3%以上でなければならない。また、名簿に同性の候補者を3人以上連続して登載してはならない。違反した場合は、政党助成金が減額される。 【政党型クオータ】 ・社会党：名簿順位が1位と2位の候補者は同性であってはならない。	
41	イタリア	36.4% (229人/630人)	35.0% (112人/320人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 両院：小選挙区比例代表並立制 （両院）候補者名簿には、両性を交互に登載しなければならない。 （下院）政党ごとに、候補者名簿又は候補者名簿連合に連結した小選挙区候補者を全国で合計した場合、また、各比例区の候補者名簿の筆頭候補者を全国で合計した場合、男女とも60%を超えてはならない。 （上院）下院とほぼ同様であるが、同性の候補者の割合を算定する単位を、全国ではなく各州とする。	
44	チリ	35.5% (55人/155人)	24.0% (12人/50人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 両院：名簿式比例代表制 （両院）名簿に登載する候補者は、男女とも60%を超えてはならない（2029年までの選挙で適用）。 （下院）候補者クオータ制と併せて、選出された女性議員数に応じて、政党助成金が増額される。	
46	ドイツ	34.9% (257人/736人)	33.8% (24人/71人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：小選挙区比例代表併用制 上院：州代表により構成 ・社会民主党：（下院）比例名簿には、両性を交互に登載しなければならない。 ・キリスト教民主同盟：（下院）名簿に登載する候補者は、連続する3順位のうち1人以上は女性でなければならない。登載できない場合、説明責任を負う。	
47	イギリス	34.6% (225人/650人)	28.6% (222人/776人)
		【政党型クオータ】 選挙制度 下院：小選挙区制 上院：主として任命制 ・労働党：（下院）一部の選挙区で、予備選挙の最終候補者リストを女性に限定する「女性限定リスト（All Women Shortlist）」制度を採用している。	

順位 (注1)	国名 (注2)	【下院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	【上院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
52	ルクセンブルク	33.3% (20人/60人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する60人の候補者は、男女とも24人以上でなければならない。女性候補者の割合が30%未満の場合、政党助成金の75%が減額される。 【政党型クオータ】 ・左派党：名簿に登載する候補者は、男女同数でなければならない。	
60	カナダ	30.5% (103人/338人)	48.9% (45人/92人)
		【クオータ制なし】	
62	イスラエル	30.0% (36人/120人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 名簿式比例代表制 ・リクード：全国1区の比例区における名簿に登載する候補者のうち、少なくとも10位、20位、24位、29位、34位は女性でなければならない。 ・労働党：名簿に登載する候補者のうち、順位が連続する10人のうち2人以上は女性でなければならない。また、少なくとも5位、9位、14位、19位、24位、29位、34位、36位、39位、42位、45位の候補者は女性でなければならない。	
67	コロンビア	28.9% (54人/187人)	29.6% (32人/108人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 両院：名簿式比例代表制 (両院)定数が5議席以上の選挙区では、名簿に登載する候補者は、男女とも30%以上でなければならない。政党助成金の5%は、女性議員数に応じて配分される。	
70	アメリカ	28.5% (123人/431人)	24.0% (24人/100人)
		【クオータ制なし】	
71	リトアニア	28.4% (40人/141人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 小選挙区比例代表並立制 ・社会民主党：比例区の候補者名簿において、いずれの性の候補者も60%を超えることはできない。名簿には、両性を交互に登載しなければならない。	
72	ポーランド	28.3% (130人/460人)	24.0% (24人/100人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：名簿式比例代表制 上院：小選挙区制 (下院)名簿に登載する候補者は、男女とも35%以上でなければならない。	
82	ラトビア	27.0% (27人/100人)	—
		【クオータ制なし】	
92	エストニア	25.7% (26人/101人)	—
		【クオータ制なし】	
93	チェコ	25.5% (51人/200人)	14.8% (12人/81人)
		【クオータ制なし】	

順位 (注1)	国名 (注2)	【下院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)	【上院】女性議員の割合 (女性議員数/現員数) (注1)
		クオータ制の導入状況・内容	
100	アイルランド	23.1% (37人/160人)	39.0% (23人/59人)
		【候補者クオータ制】 選挙制度 下院：単記移譲式比例代表制 上院：職能代表と任命制の混合制 (下院) 名簿に登載する候補者は、男女とも 30% (2023 年以降の選挙では 40%) 以上でなければならない。違反した場合は、政党助成金が 50%減額される。	
109	スロバキア	21.3% (32人/150人)	—
		【クオータ制なし】	
110	ギリシャ	21.0% (63人/300人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 名簿式比例代表制 名簿に登載する候補者は、男女とも 40%以上でなければならない。	
126	韓国	18.6% (55人/295人)	—
		【候補者クオータ制】 選挙制度 小選挙区比例代表混合制 比例区では、名簿に登載する候補者は、女性が 50%以上でなければならない、奇数順位に女性を割り当てなければならない。 小選挙区では、選挙区のうち 30%以上に女性を擁立するように努めなければならない。小選挙区で一定数以上の女性を公認した政党には公職候補者女性公認補助金が支給される。	
133	トルコ	17.4% (101人/582人)	—
		【クオータ制なし】	
150	ハンガリー	14.1% (28人/199人)	—
		【政党型クオータ】 選挙制度 小選挙区比例代表併用制 ・社会党：名簿に登載する候補者は、女性が 20%以上でなければならない。	
165	日本	9.9% (46人/464人)	25.8% (64人/248人)
		【クオータ制なし】	

(凡例)

- クオータ制の導入状況・内容は、原則として、国際民主化選挙支援機構 (International IDEA) ウェブサイト内の Gender Quotas Database による (2022 年 10 月 17 日最終アクセス)。
- 国政選挙に関するクオータ制のみを対象とした。Gender Quotas Database でクオータ制を採用していると書かれていても、地方選挙に関するクオータ制しかない場合は【クオータ制なし】とした。
- Gender Quotas Database の政党型クオータ (Voluntary Political Party Quotas) には、党役員に関するクオータなどについて書かれている場合がある。ニュージーランド、アンドラ、カナダ、スロバキア及びトルコは、同データベースで政党型クオータを採用していると書かれているが、党規約などを確認して、議員や候補者に関するクオータでないと判断したため、【政党型クオータ】ではなく【クオータ制なし】とした。
- 政党型クオータの採用例は、下院で現在議席を有している政党のみを取り上げた。複数の政党がクオータを採用している場合は、下院 (又は一院制議会) の議席数の多い主要政党について記した。
- 候補者クオータ制を採用している国で、政党型クオータを採用する政党があるときは、候補者クオータ制の内容を超えて女性候補者を優遇する措置を採っている場合のみ政党型クオータについても記した。
- 政党助成制度については、女性候補者や女性議員の数や割合によって公的助成を受け取ることができる又は公的助成額が変動する制度のみを取り上げた。公的助成の使途を男女平等に関連する特定の活動に限定する制度については記さなかった。

(注1) 順位及び議員数は、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union. 全 193 国・地域) ウェブサイトの 2022 年 8 月 1 日現在の情報による。一院制の場合は、下院の欄に記入した。

(注2) 国名に(*)を付した国は OECD 非加盟国であり、その他は OECD 加盟国である。

(注3) 列国議会同盟のウェブサイトでは、女性議員の割合が小数点 1 位までが同じであれば同順位としている。10 位にはアンドラと南アフリカが並んでいるが、小数点 2 位以下を見るとアンドラが上位であるため、表にはアンドラを掲載し、南アフリカは掲載しなかった。

(出典)

“Parline – global data on national parliaments.” Inter-Parliamentary Union Website <<https://data.ipu.org/content/parline-global-data-national-parliaments>>; “Gender Quotas Database.” International IDEA Website <<https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas>>; 宮畑建志「女性議員の増加を目的とした措置—諸外国におけるクオータ制の事例—」『レファレンス』778 号, 2015.11, pp.47-66. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9535019_po_077803.pdf?contentNo=1>; 「政治分野における男女共同参画」内閣府男女共同参画局ウェブサイト <<https://www.gender.go.jp/policy/sejibunya/index.html>>; 各国法令、各政党ウェブサイト等を基に筆者作成。

おわりに

我が国では、2018 (平成 30) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 28 号) が制定され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどが基本原則となった。2020 (令和 2) 年 12 月に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画でも、2025 (令和 7) 年までに衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を 35%にするという目標が掲げられている²³。

ここまで述べてきたように、女性国会議員を増やすための方策として、多くの国でクオータ制が採用されている。しかし、我が国においてクオータ制を採用すべきか否かについては、意見が分かれるところである²⁴。強制力のあるクオータ制の採用は、一定数の現職の男性議員の退場を強いることになり、対象となり得る男性議員の理解を得ることは容易ではなさそうである²⁵。さらに、憲法との関係で、どのようなクオータ制でも採用できるわけではないとの指摘もある²⁶。

²³ 「第 5 次男女共同参画基本計画—すべての女性が輝く令和の社会へ—」(令和 2 年 12 月 25 日閣議決定) pp.19, 23. 内閣府男女共同参画局ウェブサイト <https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf> なお、直近の国政選挙における女性候補者の割合は、2021 (令和 3) 年 10 月の衆議院議員総選挙では 17.7%、2022 (令和 4) 年 7 月の参議院議員通常選挙では 33.2%であった。

²⁴ 毎日新聞社等が令和 3 年 11 月から同 4 年 1 月にかけて実施した世論調査では、「衆院選で 465 人が当選しましたが、このうち女性は 45 人 (9.7%) でした。女性議員を増やすため、選挙の候補者や議席の一定数を女性に割り当てる「クオータ制」を導入すべきだという意見もありますが、どう思いますか。」という質問に対し、「導入すべきだ」が 35%、「導入する必要はない」が 40%であった(「日本の世論 2021」『毎日新聞』2022.2.24.)。

²⁵ IPU が作成した「自己評価ツールキット」の評価項目を参考に、2022 (令和 4) 年 4 月から 5 月にかけて全衆議院議員及び政党を対象に実施したアンケートにおいて、「一定数の女性の議員を確保するための仕組み(制度)は必要だと思いますか。」との質問に対し、「必要」又は「どちらかといえば必要」としたのは女性議員が 71.8%であるのに対し、男性議員は 47.0%にとどまった。衆議院事務局「IPU ジェンダー自己評価「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」報告書」2022.6, p.21. <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/gender-houkokushohp20220609.pdf/\\$File/gender-houkokushohp20220609.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/gender-houkokushohp20220609.pdf/$File/gender-houkokushohp20220609.pdf)>

²⁶ 上述の類型のうち「政党型クオータ」は、政党が自発的に行うものであり、違憲性の問題は生じないであろうが、「法律型クオータ」は、憲法上問題となり得る。「議席割当制」は、議員の資格に関して性別その他による差別を禁ずる憲法第 44 条の規定があるので、認められないと考えられている一方で、「候補者クオータ制」は、その制度の設計によって、合憲にも違憲にもなると考えられている。クオータ制についての憲法論や女性議員比率が低いことの問題点などを整理した論考として、山田邦夫「女性の政治参画とクオータ制論議—政治分野における「多様性」の確保—」国立国会図書館調査及び立法考査局編『ダイバーシティ(多様性)社会の構築: 総合調査報告書』(調査資料 2016-3) 国立国会図書館, 2017, pp.75-89. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10310077_po_2017>

2018（平成30）年の法律制定以降、参議院については2019（令和元）年通常選挙で女性候補者の割合が28.1%、女性当選議員の割合が22.6%、2022（令和4）年通常選挙で女性候補者の割合が33.2%、女性当選議員の割合が28.0%と増加しつつある。しかし、衆議院については2021（令和3）年総選挙で女性候補者の割合が17.7%、女性当選議員の割合が9.7%と2017（平成29）年総選挙を下回る事となった。この結果を受けて、我が国でもクオータ制を導入すべきであるという主張も改めて見られるようになってきている²⁷。ただし、上述のとおり、クオータ制を採用するとしても強制力のあるものの採用は困難であると考えられる。まずは、女性候補者の割合について各政党がそれぞれ数値目標を定めるよう義務を課すこと²⁸や、各政党が新人候補のみを対象として一定割合の候補者を女性にすること²⁹など、それぞれの事情を踏まえたクオータ制を採用することが現実的であるという指摘もある。

「候補者に占める女性の割合を35%にするという目標」の実現や「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す」ために、どのような方策をとるべきかの検討が求められている。

0207.pdf?contentNo=1> がある。

²⁷ 代表的なものとして、辻村みよ子「日本にクオータ制の導入を！」『週刊金曜日』29巻36号、2021.9.24, pp.18-21 などがある。

²⁸ 三浦まり「クオータの取扱説明書」『世界』946号、2021.7, pp.172-178.

²⁹ お茶の水女子大学の申琪榮教授は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が求めている政党の自主的な努力への姿勢を重視した上で、「現職議員が多く、その大半が男性議員であるため、候補者選定のルール変更には反対が強いだらう。しかし、現行制度の枠の中でも新人候補に女性を優先的に登用することは可能である。例えば、新人候補の男女比率を半々にすることを予め目標に設定して、女性候補者を、現職議員が引退する選挙区や比例ブロックの上位、あるいは比例単独候補者にすることは今すぐできることだ」と主張している。申琪榮「女性候補が少ないのは女性のせいなのか」日本で女性議員が増えない本当の理由 2021.10.27. PRESIDENT WOMAN Online ウェブサイト <<https://president.jp/articles/-/51300>>